

北海道いぶり五大遺産ポータルサイト作成委託業務 企画提案指示書

1 業務名

北海道いぶり五大遺産ポータルサイト作成委託業務

2 業務の目的

胆振地域における重要な地域資源である「北海道いぶり五大遺産」（洞爺湖有珠山ジオパーク、アイヌ文化、縄文遺跡群、むかわ竜及び炭鉄港。以下「五大遺産」という。）の価値や魅力を道内外に発信するため、五大遺産、観光及び移住等に関する情報をまとめたポータルサイトを作成し公開することで、五大遺産を切り口とした地域の情報発信を強化し、関係人口の増加を図る。

3 業務の内容

(1) 「北海道いぶり五大遺産ポータルサイト」の作成・公開

(2) ポータルサイト作成にあたっては、次の点を実施すること。

ア ソフトウェア、サーバーの調達

イ コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の構築

ウ 運用マニュアルの作成及び胆振総合振興局職員へのシステムの操作教育（本業務終了後においても、胆振総合振興局において、ポータルサイトを効率的な維持・運用を行うため）

エ デザインの作成（地域から愛着が湧くような工夫が施されていること）

オ サイト内で使用する画像の調達

カ 検索エンジン最適化（SEO）対策

キ 五大遺産に関連するサイトに容易にアクセスできるようにすること

ク 五大遺産関係のイベントを効果的に周知する機能を実装すること

(3) 次の機能を搭載すること。

ア Internet Explorer10以上、MicrosoftEdge、Google Chrome最新版、Firefox最新版及びSafari最新版で閲覧した場合、レイアウトやデザインの崩れがないこと。また、Internet Explorer8及び9で閲覧した場合でも、情報の欠落がないこと。

イ レスポンシブウェブデザインを採用し、各種端末に対応すること。

ウ 自動翻訳機能など、ウェブアクセシビリティに配慮したものとする。

エ サイト構築次年度以降は、専門的な知識がなくても管理・更新が容易に行えるものとし、維持、更新及びコンテンツの充実にあたり、費用負担が少ないものとする。

オ 外部サーバーを使用する場合は国内サーバーとし、ウィルス等不正プログラム対策が適切に行われているとともに、不正アクセスを防止する措置が講じられていること。また、サーバーの持続性についても考慮すること。

(4) 次に点について留意すること。

ア 北海道が規定する「北海道情報セキュリティ基本方針」、「北海道情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ対策ガイドライン」に従うものとする。

イ ウェブアクセシビリティに配慮し、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAIに準拠し、高齢者や障がい者を含めて、利用者の誰もがわかりやすく、必要な情報を探しやすいデザイン・レイアウトとすること。

ウ 委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、これを北海道に移転する。

エ 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。

オ 掲載画像やイラスト等については本サイトの他、北海道が五大遺産のPRに使用する許諾確認を受託者において行うこと。

(5) 本業務終了後、1年間は無償で不具合対応、問い合わせ対応を行うこと。

4 成果品

(1) 別記様式の実績報告書

- (2) ウェブサイトのデータ、コンテンツ及びライセンス一式
- (3) 操作・運用マニュアル（印刷物2部、データを記録したCD等10部）
- (4) 本事業で作成した資料及び制作物等（サイト及び広告のキャプチャ画像を含む。）
- (5) 委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、これを委託者に移転する。

5 委託期間

委託契約締結日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

6 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1, 177千円

7 参加表明書の提出

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により参加表明書及び添付書類を提出すること。

- (1) 作成方法 北海道いぶり五大遺産ポータルサイト作成委託業務参加表明書作成要領のとおり。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 下記12に掲げる場所
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）8月26日（金）午後5時まで（必着）
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留（簡易書留を含む。）に限る。）
- (6) その他 提出された書類等は返却しない。

8 企画提案書の作成及び提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 作成方法 北海道いぶり五大遺産ポータルサイト作成委託業務 企画提案書 記載留意事項を参照のこと。
- (2) 提出部数 6部
事業者名は1部のみ記入し、残りの5部には、事業者名は記載しないこと。
文中にも記載しないよう留意すること。
- (3) 提出場所 下記12に掲げる場所
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）9月2日（金）午後5時まで（必着）
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留（簡易書留を含む。）に限る。）
- (6) 留意事項
 - ア 文章を補完するために、イラストや図表などを使用しても構わない。ただし、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないこと。
 - イ 企画提案の内容については、他からの転載を禁じる。
 - ウ 提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等は受理しない。
 - エ 企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。
 - オ 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。
- (7) その他
 - ア 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
 - イ 企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
 - ウ 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
 - エ 企画提案者がヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した事業者に限り返却する。

9 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

なお、プロポーザル審査会の日時、場所等については、別途通知する。

(1) 業務遂行能力、事業実施の具体性

- ア 企画提案全体をとおして、提案内容が業務の目的を踏まえたものであり、これまでの事業実績等から、本業務を着実に遂行することが期待できるか。
- イ 業務を遂行する上で、必要な経験・知識を有し、執行体制が整っているか。
- ウ 業務スケジュールは妥当なものであるか。
- エ 業務の効率化が図られ、積算が適切であるか。

(2) 企画提案内容

- ア 業務の目的及び内容を踏まえた提案となっているか。
- イ 本業務終了後も安定的かつ効率的な維持・運用が期待できるか。(サーバーのセキュリティや維持経費面も含む)
- ウ ポータルサイトのデザインがサイト閲覧者の興味を十分に引きつけるもので、視覚的に、解りやすいものになっているか。また、地域から愛着が湧くようなデザインとなっているか。
- エ 胆振地域内の関連するサイトに容易にアクセスできるようになっているか。また、五大遺産関連情報(施設等)が網羅されているか。
- オ 五大遺産関係イベントを効果的に周知する機能が実装されているか。
- カ 仕様書の内容の他に、ポータルサイトへのアクセスに係る参照元の分析など、本業務の効果を向上させる独自の提案がなされているか。

10 プロポーザル審査会での選定方法

企画提案者から企画内容、考え方等のヒアリングを行い、企画提案の審査基準に従った採点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、プロポーザル審査会において、事前に企画提案書の内容の審査及び評価を行い、ヒアリング審査を実施する者として、当該業務の内容に適すると認められる概ね5者程度を選定する。

11 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。
なお、契約については、次の事項を基本とする。

(1) 契約書・仕様書等の作成

選定された企画提案の内容について、選定された者と担当課等の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を行うことがある。

(2) 随意契約

見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約金額の百分の十以上とするが、免除する場合がある。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 知的財産等の取扱い

委託業務により生じた著作権その他の権利は、すべて北海道に帰属するものとする。

12 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課(担当:品田)

〒051-8558

北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

TEL: 0143-24-9568(直通)

FAX: 0143-22-5170

E-mail: iburi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp